

平成22年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成22年3月23日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第4号 本巢市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 本巢市文殊の森公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 本巢市民文化ホール条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第13 議案第22号 平成22年度本巢市一般会計予算について
- 日程第14 議案第23号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第24号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第25号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第26号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第18 議案第27号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第19 議案第28号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第20 議案第29号 平成22年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第21 請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する旨の意見書提出を求める請願について
- 日程第22 請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願について
- 日程第23 議案第30号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第24 発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について
- 日程第25 発議第2号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について
- 日程第26 発議第3号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

追加日程第1 発議第4号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書について

追加日程第2 発議第5号 夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書について

追加日程第3 鏝本議員の一般質問の長屋問題についての精査を議会改革検討委員会に付託する動議について

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	吉村太志		

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号4番 船渡洋子君と5番 臼井悦子君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（遠山利美君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高田文一君。

○総務企画委員会委員長（高田文一君）

それでは、議長の命により総務企画委員会からの御報告を申し上げます。

3月15日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷺見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者のほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査、協議案件1件の協議、また意見書の取り扱いについて1件の協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の審査、協議案件、議案第22号について協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第22号について、職員給与費の削減において、退職者14名に対して新規採用職員を10名とし4名の削減を行いましたが、今後も削減を行うのか。市内業者の優先や原材料の市内調達及び下請について、市内企業を優先する仕組みはどのようになるかなどの質疑がありました。

続いて、企画部関係の協議案件、議案第22号について協議をいたしました。協議案件についての質疑、議案第22号において、樽見鉄道補助金が増額になった要因はの質疑がありました。

また、請願、意見書関係について、付託案件、請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与

に反対する旨の意見書提出を求める請願の取り扱いについて審査をいたしました。

続いて、「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書の取り扱いについて協議をいたしました。委員会では、この意見書については議長に提出し、議案として取り上げていただくようお願いすることといたしました。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 白井悦子君。

○文教福祉委員会委員長（白井悦子君）

3月16日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、成瀬教育委員会事務局長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者のほか関係職員の出席を求め、付託案件7件の審査、協議案件1件の協議、意見書の取り扱い5件について慎重に協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、議案第9号、議案第10号、議案第23号、議案第24号、議案第25号の審査、協議案件、議案第22号の協議及び根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第22号において、中学生までの医療費拡大についての質疑がありました。

続いて、健康福祉部関係の協議案件、議案第22号及び根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第22号において、子ども手当の取り扱いについて、本巢、本巢西保育園統合事業についてなどの質疑がありました。

引き続き教育委員会関係の付託案件、議案第12号の審査、協議案件、議案第22号及び根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第22号、カナダ・デボン州との交流事業について今後どのように進めるのか。真正中学校校舎改修工事のバリアフリー化の内容について、校庭の芝生化実証事業の内容について、生涯学習施設長嶺の活用状況について、市民文化ホールの管理運営について、真正スポーツセンターの施設利用状況等についてなどの質疑がありました。

請願・意見書関係について、付託案件、請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願の取り扱いについての審査をいたしました。続いて、子供たちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書、保育制度改革に関する意見書、民間保育園運営費の一般財源化に関する意見書、障害者自立支援法の応益負担、日額払い方式に関する国への意見書、改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書の取り扱いについて

協議をいたしました。このうち、子供たちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書、改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書については、委員会では、議長に提出し、議案として取り上げていただくようお願いすることといたしました。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

報告の前に一言お断りをいたします。風邪を引いてちょっと声が出にくいということをお許しく下さい。

3月17日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件6件の審査、協議案件1件について慎重に審査をいたしました。

初めに、市道路線の認定及び廃止箇所、天神前市営住宅塗装工事、織部の里施設補修工事、木倉配水池、木知原配水池の現状把握のため現地視察を行いました。

引き続き午前11時20分から、産業建設部の付託案件、議案第11号、議案第17号の審査、協議案件、議案第22号の協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第22号において、沿道森林修景整備委託料の新規事業について、獣害防除事業補助金に対しての実績について、ショッピングモールモレラ内総合案内所に人材派遣委託料にて人を配置しているが、その効果は。緊急雇用創出事業補助金の内容及び雇用状況について、耕作放棄地の対策について、鳥獣被害対策について、淡墨桜有識者報償金の内容について、地域資源活性化事業委託料の内容について、ミツバチの減少に伴うミツバチの振興対策についてはなどの質疑がありました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号の審査、協議案件、議案第22号の協議をいたしました。

協議案件についての質疑、議案第22号において質疑はありませんでした。

以上、報告をいたします。

○議長（遠山利美君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第4号から日程第7 議案第8号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第3、議案第4号 本巢市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてから
日程第7、議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第4号から議案第8号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審
査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高田文一君。

○総務企画委員会委員長（高田文一君）

議案第4号 本巢市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について。

行財政改革を進める一環の中において、各分庁舎にも責任を持たせ、新年度より維持管理を行う
と説明があったが、その意図はどの質問に対し、行財政改革を進めながら、よりスリムな組織で市
民サービスに的確にこたえていく必要があり、あわせて経常経費の削減に努めていかななくてはなら
ない。総体的には財政課が管理を行っておりますが、その他の施設はそれぞれの担当課において管
理しており、今後、各分庁舎においては責任を明確化するため、各支所長に権限を持たせ対応して
いきたい。取り組み内容としましては、財産管理費のうち庁舎施設管理費の消耗品費、燃料費及び
光熱水費や文書管理諸経費の消耗品費などについて対前年比5%減を目標に進め、冷房費の温度管
理、コピーの一層の節約などに取り組むこととし、燃料費で50万円強、光熱費で100万円強の減額
としましたとの答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について。

行政改革大綱に基づき、職員定数の見直しを図り職員定数を削減したため関係条例を改正するも
ので、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律により地方公務員法が改正されたため
関係条例を改正するもので、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

平成21年8月の人事院勧告に基づき、地方公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の改正
に伴い関係条例を改正するもので、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
について。

交通ママさんは幅広く活躍をしていただいております。交通費など実費を要しているのに、なぜ報酬
の支給対象から削ったのかの質問に対し、より市民協働を進める観点から、非常勤特別職ではなく、
熱意とボランティア意識の高い市民による公募制ボランティアに移行します。このため、今後は報

酬を支給しませんが、年間1万円の謝礼金と傷害保険加入について市では対応させていただきますとの答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（遠山利美君）

議案第4号 本巣市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第4号 本巣市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第5号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この件につきましては、昨年5月の臨時議会の折にいろいろと質疑を行い、意見も申し上げましたので、今回は質疑を行いませんでしたけれども、簡単に討論をしたいと思っています。

今の大変な不況の先行きがまだまだ不透明な中で、この回復を図っていくために重要なことは、国民の購買力を高めることだと言われています。今回の措置はそうしたことに逆行するのではないかと、一つは、もう一つは、本巢市の職員給与が、決して他と比べて高くはないという現状もございまして、こうしたことから、一律にこうした形で減額されていくということについては問題があるのではないかと、これをこれまで指摘してまいりました。それが正式に、今まで暫定措置でやられたことが、今回、本格実施という形になるわけでありまして、そういう意味で反対をしたいというふうに考えております。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ありませんか。

[挙手する者あり]

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

本巢市においても、どこにおいても、今、大変な状況だということは皆さんおわかりのとおりだと思っております。そんな中で、経常経費の削減の一部として、今現在においては必要でないかということをお思っておりますので、賛成をいたします。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（遠山利美君）

議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号及び日程第9 議案第10号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第8、議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてと日程第9、議案第10号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第9号と議案第10号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

それでは、文教福祉委員会から報告いたします。

議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問がございましたので、御報告いたします。黒田議員から、大幅な見直し協議をされているが、合併当時から経緯と、他市町村の状況についての質問がございました。その質問に対する回答ですが、税率の調整につきましては4町村に不均等があったため、平成15年に3町村が平準化するよう値上げを図り、その中でも一番低い根尾村の税率で所得割7.3%を採用し、その後、20年度により始まりました後期高齢者医療制度に伴う税率改正により所得割を5.0%に下げ、支援金分1.7%がふえた。また、今回の改正税率は合併当時とに比べ低かったため、今回の改正では県外においてもかなり高い位置になるとの答弁でした。

医療費の急激な伸びの要因という質疑がございました。それに対しましては、入院に係る医療費や人工透析等の高額な医療費が影響しているとの答弁でした。

また、段階的な値上げができなかったのかという質問に対しましては、ここ数年の急激な医療費高騰の状況では追いつかない状況であり、現状とここ数年先までのことを考え、大幅な引き上げをするものであるとの答弁でした。

市民への周知方法はという質問に対しましては、先般、3月号の広報紙にて国民健康保険事業の現状並びに国保財政の厳しい旨を掲載させていただき、リーフレットによる市内自治会回覧による周知を図ったとの答弁でした。

具体的に、段階別でどれだけ上がるのかという質問に対してましては、モデルケースごとの保険税比較をすると、低所得者、所得100万以下の65歳以上1人世帯では7,800円の増、中所得者100万から400万の4人世帯では6万5,300円の増、また高額所得者400万円以上の4人世帯では20万7,900円の増となるという答弁でした。

2億4,400万円の繰り入れの現状があるが、もう少し一般会計よりの繰り入れはできないのかという質問に対しましては、人件費、保険基盤安定、福祉医療の波及増分などの法定内繰入金等で目いっぱいであるとの答弁でした。

国保運営協議会では協議されたと思いますが、どのような答申をされたのかという質問に対しましては、健全な国保運営を図るためには、保険税を上げることはやむを得ないものと認めるとの答申がありましたという答弁でした。

軽減の人数割合はという質問に対しましては、医療分及び支援分は同じで、均等割7割・5割・2割の合計が2,954人で、平等割の合計が1,714人で、介護分は均等割7割・5割・2割の合計が964人で、平等割の合計が762人との答弁でした。

何%の値上げなのかという質問に対しましては、1世帯当たり平均で35%、1人当たり31.3%の増となるとの答弁でした。

合併後5年が経過し、今回の見直しをするわけですが、今後5年間は値上げをしないのかという質問に対しましては、今のところでは、何か特別な事情がない限り値上げをすることは考えていませんという答弁でした。

5年の見直しの期間が長いと、今後、2年ずつの見直しで段階的に修正してスパンを短くしてはどうかという質問に対しましては、今のところは考えておりませんが、今後の状況を見ながら考えていくという答弁でした。

現在、景気の悪い中で値上げや負担が重過ぎるが、今後、一般会計からの繰り入れはあるのかという質問に対しましては、大変財政の厳しい中であり、一般会計からの繰り入れは考えておりませんという答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正するもので、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（遠山利美君）

議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

3点伺いますが、第1点は、委員会付託に当たっての質疑の中で、私は、今回の改正によって一つのモデルケースを申し上げて、70%ものほとんどない値上げになるんだということを指摘いたしました。今、委員長報告でございますと、1世帯平均35%の値上げという話であります。しかし、平均ということは、限度額に達した人は幾ら高くても限度額でありますので、そういった人、あるいは軽減措置を受ける、そういったすべてをひっくるめての平均であり、実際に、前にも申し上げましたように、課税対象所得200万円で4人世帯というケースで計算をしますと70%になるわけがあります。そういったことについての論議はどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

二つ目には、国民健康保険というのは特別会計で行っており独立採算だと。だから、一般会計か

らの繰り入れについてはどうかというような話があったというふうに思いますが、いかがでしょうか。

三つ目に、本巢市の国民健康保険税は、これまで他市よりも低く抑えてきた。今回の値上げで他市の水準に近づいたと。他よりも高いようであれば、また考えていくというような話があったというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

文教福祉委員長 臼井君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

最初の質問につきましては、論議はありましたかということなのですが、1世帯当たり平均で35%、1人当たり31.3%の増となるということにつきまして、やむを得ないという委員の見解ですので、その件につきましては答弁はございませんでした。

二つ目の繰り入れの件につきましてですが、人件費等、福祉医療の波及が増大なものでありますので、現在のところ、一般会計よりの繰り入れはすることができないという答弁につきましての委員等の審議はありませんでした。

三つ目の他市の水準と現在同じであるということについての質問につきましては、従来、合併以後、本巢市は他市と比べて大変低い保険税でございましたが、ここに来て、大変な医療費の増大に伴いまして、北方町という隣の町村に比べまして同じような水準になったという現状でございますので、これもやむを得ないということで理解をしておりますので、そのような答弁でお答えさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1番目は、あったかなかったかということですが、2番目、3番目については、そういう質疑があったかということを知っているわけではなくて、もう一度繰り返しますが、二つ目に申し上げたのは、国民健康保険は特別会計で独立採算だから、一般会計から投入するのは好ましくないというような話があったというふうに思いますが、どうでしょうかということで、質疑の話をしていくわけではないです。

3番目につきましても、今回の値上げで他の水準に近づいてきたというような話はありませんでしたか。だから、他よりも高くなれば、またそのときは考えたいというような話があったというふうにも聞いておりますけれども、そのような話があったのかどうなのかということをお伺いしているわけでありませぬ。

○議長（遠山利美君）

臼井君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

すみませんでした。

二つ目の繰り入れの件につきましては、先ほど質問にありましたように、国保税というのは独立採算制であるから、一般会計からはできないという話がありました。

それから、三つ目の他市の水準ということにつきましても、そのような質問の内容の説明がございました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

一回だけで結構ですので、執行部に聞いてもいいですか。

特に、3番目に申し上げた他市との関係で、今それぞれの議会がいろいろ論議をされているところで十分わかりませんが、たまたま状況がわかる瑞穂市と比べてみます。課税対象所得金額は同じ200万円として、向こうは資産割がございますので、固定資産税をとりあえず7万円というふうにして計算をしてみますと、改定前は本巢市の国民健康保険税は瑞穂市の92.8%に当たります。今回、改定すると119.5%、瑞穂市よりも20%高くなります。だから、これを見れば、他市の水準に近づいてきたというふうには言えないのではないかと、それをはるかに超えていくのではないかと、いうふうに思います。まだ、岐阜県下全体がわかっているわけではありませんで、岐阜県下でどういう位置になるかということは申し上げられませんが、少なくとも瑞穂市と比べるとそういうことが言えるということがございますが、どうでしょうか。

それと、今委員長のお話がありましたように、特別会計で独立採算だから一般会計からの持ち出しは好ましくないというふうに言われると、下水道にしろ、水道にしろ、特別会計で一般会計からの繰り入れによって料金の高騰を抑え、市民が安心して利用できるような体系を築いているではありませんか。なぜ国保についてはそういう考えができないのか。同じ特別会計でございます。そのあたりのことについては、どうも整合性がないような気がいたしますので、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

第1点目の医療費の関係でございますが、瑞穂市が92.8%ということで、本市が119と、かなり上がっているということで、今現在、県内の医療費については検討しているような状況で詳しいことはわかりませんが、今回、この値上げに関しましては、今の現状を20年度と比較してみますと、県内においては、1人当たりの医療費について高い位置に相当すると思われております。

それからもう1点、繰入金につきましては、先ほど委員長の方からも報告がありましたように、財政的にも厳しい状況ということで、繰入金につきましては、法定内の繰入金で進めてまいりたいということで思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（遠山利美君）

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

繰り返し申し上げておりますように、70%の引き上げというのは、まさに生活を破壊するやり方だと言わなければなりません。同時に、一般会計からの繰り入れについて、先ほど申し上げましたように、特別会計で独立採算だということで、それについては否定的な考えを持つということになれば、これはほかの特別会計についても、今後どういう対応をされていくか、非常に心配になってまいります。大もとに考えなければならないのは、市民の暮らしをどう守っていくかということであり、そういう観点からすれば、今回の値上げは到底容認できないし、市民に説明がとてできないような内容だというふうに言わざるを得ません。断固反対をしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下君。

9番（道下和茂君）

合併以来、医療技術の進歩や高齢化による医療費が急激に伸びておるということで、平成21年度見込みでは、合併当時と比較して154.3%という異常な伸びとなっており、国保財政運営は非常に厳しい状況にあります。また、平成21年度上半期における医療費の対前年度伸び率は、県内21市の中で一番高いというような数値から、医療費が非常に伸びておるということで、今回改正をされるわけでございます。このような状況から、平成16年から20年度にかけて、法定外繰り入れによりまして、基金の積み立ても図っております。また、そのときに基金は7億6,000万円余りあったが、21年度では2億3,000万円の基金を取り崩しされております。また、引き続きこのような状態が続く場合、この基金も底をつき、運営そのものが困難な状況になってくるのではないかと考えております。現況の社会情勢をかながみとときに、税率のアップというのは、市民生活に大きな影響があるということは察することができます。しかし、この医療制度があつてこそ、安心して暮らせる仕組みも重要でございます。そういったことから、今回の税率改正に賛成をし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第10号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第10、議案第11号 本巣市文殊の森公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第11号 本巣市文殊の森公園条例の一部を改正する条例について、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第11号 本巣市文殊の森公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第11、議案第12号 本巣市民文化ホール条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会から報告いたします。

議案第12号 本巣市民文化ホール条例の一部を改正する条例について、市民文化ホール運営協議会の委員構成はどのような人かの質問に対して、知識経験を有する者、議会代表、社会教育委員代表、文化協会代表、自治会代表、老人クラブ代表、青少年育成代表、学校教育代表、連合PTA代表、女性の会代表との答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第12号 本県市民文化ホール条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第17号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第12、議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第17号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会から報告をいたします。

議案第17号 市道路線の廃止及び認定について、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第17号 市道路線の廃止及び認定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第13、議案第22号 平成22年度本巢市一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

ちょっと議長にお伺いしたいんですが、収入と歳出が一緒になっているんですね。私は、収入と歳出、両方お聞きしたいんです。収入は収入で1議案に対して3回ということになっておりますので、別々で3回ずつできるのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

収入は収入でやってもらったらどうですか。一つずつ。

2番（鏑本規之君）

一つずつやりたいんです、3回ずついいですか。

○議長（遠山利美君）

はい。2番 鏑本君。

2番（鏑本規之君）

発言をさせていただきます。

歳入の方からお聞きをいたします。

ちょっとページ数のこともありますので、読ませていただきますが、市が管理する施設、例えば4カ所ある市役所などの賃貸料の収入についてお伺いをいたします。

収入の部の使用料の20ページか、雑入の34ページに記載されているのか、あまりよくわかりませんが、役所などに置かれている自動販売機など、また人が来て行う営業販売に関する賃借料の収入はどのぐらいを予定されているのか。また、道の駅周辺の土地及び建物は市の財産と思いますが、その土地、建物を利用し、商いをされている人が多数おられるんですね。その使用料はどこに記載されているのか。また、どのぐらい予定されているのかをお尋ねいたします。

また、昨年との比較をしていただければ幸いです。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

それでは、各分庁舎の自販機等の設置、いわゆる使用料についてお答えをさせていただきます。

予算書の歳入の20ページでございます。使用料及び手数料、項といたしまして、使用料ということでございます。総務使用料ということで、そこに掲げてございますように、庁舎使用料という形で、現在、各庁舎にありますたばこの自販機とか清涼飲料水等、コーヒーとか飲料水等を含めた設置料がございます。それぞれ根尾の分庁舎から本巢、糸貫分庁舎に11台ほどの自販機が設置されております。合計として、そこに使用料としてお願いしておりますように、41万8,000円ほどの収入を見ております。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

産業建設部長 山田君。

産業建設部長（山田英昭君）

道の駅等の施設におけます営業上で利用されている方の使用料の御質問でございますけれども、道の駅につきましては、指定管理者制度ということで、管理運営をそういった財団等にさせていただいております。そういった中で、営業的に利用されている方につきましては、管理運営をされている組織の方に利用料、販売手数料という形で納めてみえるのが実情でございます。市の方への歳入は見ておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今伺いをしますと、道の駅のことなんですけれども、本来であるなら市の財産を使用して高い等をされている。当然固定資産税をいただいているんですから、使用料をいただくのがしかるべきだと思っているんですね、この財政の厳しい中において。歳出が少ないですと。いろんなところを削減しておる以上、歳入のふえることを段取りするのも市としての仕事じゃないと思っているわけです。いただくものはいただいて、そして指定管理者制度なら指定管理者制度のところに、補助金なら補助金を出すなり、何らかの方をするべきだと私は思っているんですね。ですから、いただくものもいただかない、出す方だけを出すということは、これはいかがかと思えます。ですから、いただくものはいただく、いただいたものよりも出すものが多い場合はそれではそれで仕方がないと。けれども、市の財産であるものを、どういう形であれ無償でお貸しをすることはいかがかと思っているんですね。ですから、いただくものはいただいて、出すべきものは出すというめり張りをきちんとつけなければいけないような気がして、今聞いているんですね。そういうことを今後することもないだろうという御意見でしたけれども、きょうは予算のことですから、それ以上のことはお聞きをしません。

それからもう一つ、市において、自動販売機等、これは自動販売機のことだけでしたけれども、自動販売機においても、この前新聞に載っておったんですが、岐阜県においては、入札制度をしたことによって、前年比の200倍もの高い使用料がいただけるようになったということも含めて、何らかの形で収入がふえるようにすることも市としての大事な仕事、何遍も言いますけれども。今回

は11ヵ所で41万8,000円を見込んでいたということですが、訪問販売みたいなものはどうなっておるんですか。パンを売りに来たり、ヤクルトを売りに来たり、また赤旗新聞を売りに来たりしておる人から使用料はいただいておりますか。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

この関係につきましては、本巢市の行政財産の目的外使用、本来、庁舎は行政サービスを行うための機関ということで、原則的には事務執行を行う器という考え方をしております。そういう中で、市民と申しますか、職員へのサービスと申しますか、利便の提供ということで、一部永続的に占有させたり、永続的といいますが契約期間をもってお願いをしているわけでございますが、そういう形で電気料とかそういう特別の負担をお願いしなければならないということで、一定の基準を設けて条例上許可をするという形をとっているのが現状でございます。今、お尋ねにありました日用雑貨とかパンの販売、これは原則的には職員に対する形の中で現行行われております。またそれ以外にも保険の勧誘とか、新聞の配達等についてもそれぞれ行われておるわけでございますが、基本的には職員に対する利便の提供ということが基本でございます、それも臨時的、一時的な内容で、常時そこに店舗等を構えるとか、施設を構えるわけではないということで、原則的には届け出とか、許可による形をとっているのが現状でございます。

先ほど議員御指摘のように、岐阜県においては、自販機とか、そういうことを設置することによって、当初の目的の何十倍、何百倍もの使用料が取れたという報道が1週間ぐらい前にあったわけでございます。現在、市においては、職員のサービスの提供と、一部たばこ等については嗜好品でございます、市民サービスの観点から置いてあるというのが現状でございます。一般市民の皆様方を対象にした販売機の設置等々という考え方は持っておりませんが、各分庁舎について市民の皆様方がたくさんお見えになって、そういう要望が強いとか、そういう形になれば、外部的なサービスの一環としての設置によって、使用料等を上げていくということも選択肢の一つではないかと考えておりますが、基本的には今まで申し上げましたように、設置をすることによって一定の占有をする、またそれに伴いまして動力とか電源とかそういうものがあって、庁舎管理費の中でそういう経費が必要な場合には、庁舎管理規則等々によって、それなりの負担をお願いするというところでございます。それ以外の臨時的に設置をしたり、臨時的に取り扱われるものについては許可の範囲内ということで、使用料徴収条例から外れるということで、軽微なものについてはそういう形をとっておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

きょうは予算のことですので、御丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

一言述べさせていただくとするなら、市民の皆様にもいろいろなことで御負担を申し上げている中において、市民から誤解を招かないような収入のアップ、本巢の駅にしても、また役場の中においての商いにしても、市民から誤解を招かないような、不公平感を感じないようなことを考えて、これから収入アップにつながるよう努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

多岐にわたりますので、部ごとにお願ひしたいと思います。

それでは、まず企画部関係で3点伺います。

一つは、市営バスについてであります。そのうち第1点は、ささゆりの南部線、あるいはもとバス、真正と若干糸貫が入りますけれども、その運行1周に要する時間はどうか。

二つ目には、運行日数の減とあわせて運行回数も減らすということでもありますけれども、1日の便数がこれまでと変わらない場合と、減便した場合、その経費はどのように違うのかということ。さらに、一般的に言えば、日数は減らしたけれども便数は変わらない。それをやっておって、なおかつ利用が少ないから、さらに便数も減らすという、段階的にやっていくのが一般的だと思うんですが、今回はそれを同時にやられる。そうすると、利用がさらに大幅に減るのではないかという懸念もございまして、その点はどのようにお考えでしょうか。この点が市営バスについてであります。

二つ目は交通安全についてであります。交通安全指導員の報酬が大幅に減額になっております。さらにこれは23年度も減額をされていくだろうというふうに思いますけれども、最終的にどういう方向にこれを持っていくとされているのか、職務内容も含めてお伺ひしたいと思います。

二つ目には、交通ママさんのかわりに交通整理員の報償金というのが今度組まれているように思います。この活動内容、職務内容というのは交通ママさんと全く同じなのかどうか、そこら辺についてお伺ひします。

三つ目は、交通安全協会の補助金、これも約半分ぐらいになっています。最初に申し上げたことと同じように、交通安全協会、あるいは交通安全指導、この交通安全について、これからどういう方向に市として持っていきこうとされているのか、構想の中でこういったことが行われてきていると思うので、全部まとめて答弁いただければいいんですけども、これからの考え方についてお伺ひしたいと思います。

三つ目が、淡墨桜の日のおもてなし事業が4月8日にございます。昨年内容を一新いたしました。今回、さらに内容を改めるということになっておりますが、その次の年、23年はさらに引き下げて、どうなっていくかなと思っておりますが、一体全体、これからはどういう形でこの日を迎えていきこうとしているのか、あるいは取り組んでいきこうとされているのか、今後の方針も含めて、そして今回の具

体的な内容について、一応紙はいただきましたけれども、追加することがありましたら含めて御説明を願いたいと思います。以上です。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

それでは、今御質問がありました3点につきまして御回答申し上げたいと思います。

1点目の市営バスの今回の見直しにつきまして、糸貫線をささゆり南部線と統合すると。真正線につきましては隔日の運行に変えるということでございまして、1回の運行回数の所要時間、一回りの時間のことにつきましては、まず両方とも今現在計画しておりますのは45分から50分の間、50分未満を想定しております、所要時間につきましては、

それから、運行日数と、今回あわせて回数も減らすということでございますけれども、1日10便を6便に減らすわけでございますけれども、今度は無料のバスにしまして10回と6回を比較した場合、6回を10回にしますと、まず運転手の拘束時間が2時間ふえます。2時間分と、それから燃料代ということで、基本的には1日当たり四、五千円の増加になるというふうに考えております。

それからもう一つは、バスを隔日にして、なおさら回数を減らすということで、一気にやり過ぎるのではないかというような御質問だと思いますが、これにつきましても、一般質問でお答えしましたが、現在、利用者の方にも意見を聞いておりますし、また利用者の実態調査から見ますと、朝、昼、夕方、こういったところは利用者が少ないということ。それから、高齢者の方が7割以上使われておるとようなこと。それから、その内容につきましても買い物、通院というようなことで、隔日にしてもあまり影響はないだろうということと、それから利用便数ですね、今までは朝の7時から4時台までやっておったんですが、それを朝の2便と夕方の1便、それから昼の1時台を間引いて6便にしたいということでございます。

それから、交通安全の質問につきましては、交通安全指導員の報酬が200万ほど減っておるわけでございますけれども、合併以来、現在4人おる指導員を、来年、再来年と1人ずつ減員をして、最終的には2名体制で市内の交通安全指導員体制でやりたいということでございます。これにつきましては、職務は交通安全教育とか街頭指導、交通安全協会とかクラブの育成指導、それから施設の維持管理、こういった仕事が主な内容でございます。そこで減らしていくわけでございますが、これにつきましては後ほど言いますが、交通安全協会本巢支部にはまだ4分会ございます。こういったものを来年度から統合していただいて、支部一本化を図って行って、事業の見直し、統合、こういったものももちろん行います。そういったことから、来年1名、再来年1名減らして、最終的には2名体制で行いたいということでございます。

それから、交通整理員の報償金が載っておりましたが、先ほど委員長報告の中にも御質問にもありましてとおり、これは交通ママさんをボランティア化したために、1年間のお礼ということで1万円程度の報償と、それから保険に加入しております金額でございます。

それから、交通安全協会の補助金が500万から246万5,000円に減っておるわけでございますが、

これにつきましても、合併当初のすり合わせの中で、免許所有者1人当たり200円という基準で、交通安全協会の方へ補助金としてお願いをしておったわけでございますけれども、こういったことも協会等の一本化ということから、事業の統一、あるいは統合、見直しを図りながら、免許保有者1人当たり100円の補助金に変更したいと。今までの補助金の内容を精査しましたところ、基本的には交通指導書ですとか、あるいは講習会、そういったときの啓発用品が6割以上を占めておったというようなことから、そういったものも統一を図ったり、共同で購入したりすれば、そういったことの削減を図りながら、今回減額を図ったところでございます。

それから、淡墨桜のおもてなし事業の内容とか方針のことにつきましては、既に議員さんにも御出席の依頼をしたところでございますが、昨年と少し違うところにつきましては、地産地消をPRするということから、温泉の方へ場所を変えて、そちらの方で試食をしていただいていたわけでございますけれども、今回は、受け付けと同時に、そういった根尾地域を中心とした特産品を使いました地産地消のお弁当に変えて、受付でお弁当を渡したいというふうに思っております。基本的には、今後のおもてなし事業の方針としましては、やはり本巢市をPRする、あるいは外からのお客さんを招く事業につきましては、今後ともおもてなし事業として継続をしていきたいというふうに思っております。内容につきましては、今のところこういったものを順次行いながら、また皆さんの御意見も伺いながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1番目につきましてですが、市として6月以降、市バスを再編して運行するという計画でありますけれども、これから本格実施する間に、いろんな関係者、自治会等と説明したり、話をしたり、あるいは意見を聞いたりということをやっているかと思うんですが、そうした中でいろいろ意見があって、大幅な変更はなかろうと思っておりますけれども、若干の変更というのはあり得るというふうに思ってもよろしいでしょうか。

2番目につきましては、これは申し上げるだけでありますけれども、たまたま交通安全の関係の人が話しているのを聞いておりますと、どうも市の、今いろいろ説明された思いがなかなかうまく伝わっていないなという気がいたしました。そのあたりをよく詰めて理解をしてもらうように取り組んでほしいということ、これは申し上げておきます。

1番目についてだけお願いします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

企画部長（高田敏幸君）

もとバスの変更につきましては、6月1日から予定をしておるわけでございますが、今現在、ルートとか時刻、今回変わりました内容につきましては、パブリックコメントが既に始まっておりま

すし、またPRにつきましては、広報等でもお願いする予定でございます。

と同時に、4月以降の自治会長会等でも皆さんの御意見を聞いたり、この内容につきまして説明をしながら進めていくところでございますが、大幅な変更につきましては、なかなか議員御指摘のとおりできないと思いますが、ルート、あるいは時刻、こういったものにつきましては、皆さんの多くの意見があれば、その要望に沿うようにしていきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

さっきは歳入でしたので、今回は歳出の方でちょっとお伺いをいたします。

小柿に新しくできた真正スポーツセンターの管理費のことについて聞きたいんですけども、管理費が歳出の保健体育費の117ページに記載されているのか、スポーツクラブ補助金なのか、119ページに記載されている施設管理委託料なのか、どちらに記載されているのかよくわかりませんが、このスポーツセンターの管理維持などはどのようになっているのかということと、またオープン時にいっぱいあったんですね、トレーニングマシンが。私もちょっと体力が落ちてきたので利用しようと思って出かけたところ、ないんですね、どういうわけか。どういうことですかと聞いたら、あまり皆さん明確に答えてただけなかったんですけども、議会の中においても、そういうトレーニングマシンを撤去するという報告は受けていなかったように記憶しております。オープン時にトレーニングマシンなんかは、スポーツクラブが管理をすると聞いていたんですね。ですから、その管理費が119ページに記載されているスポーツクラブの補助金に含まれているのか。そのようなことを含めてお聞きしたいんですね。

それからもう1点は、オープンの際に市民の方にもそれぞれに器械がたくさんあることを周知してしまったと思うんですね。この中に見える議員の先生たちも、当然、オープンの際には行って、たくさんあるよと、市民の方に大いに利用してくださいよということでアピールをしまっていると思うんです、私はしてありますから。市民の方が行ってみたら、なかったじゃないですかと問われたときに、説明のしようがないんですね、今のところ。そういうことを徹底するために、市の広報とか何かで連絡をするなり、そういうことが予算の中に含まれているのかを含めてお聞きをいたします。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいまの御質問の真正スポーツセンターの運営管理費につきましては、予算書で言いますと118ページの体育施設費の中に含まれておりますので、よろしく申し上げます。体育施設費の中には、それぞれ項目がありますので、個々の積み上げしかございませんのであれですけども、そこに入っております。

そして、竣工式のときトレーニングルームにいろんな機器を置いてあったんですけども、それにつきましては、当初は真正のスポーツクラブもとす、その団体に真正スポーツセンターの維持管理等を兼ねて、そこの中で活動を行ってもらおうという予定をしておりました。ただ、今回、新たに施設の設置をしたことによりまして、条例制定をしました。その中で、トレーニングルームの利用については、火曜日から日曜日までの朝の9時から夜の10時までの使用になっておる条例の制定をさせていただきました。ただ、スポーツクラブもとすに願う段階で調整を図っておりましたのは、昼の3時から夜の8時までの時間帯での管理運営についてはできるということで、当初はそれで願う予定をしておりましたが、条例上では、できるだけ多くの市民の方にトレーニングルームを使っていただくという思いから、時間的には9時から夜の10時までということから、使いたいときにだれでも使えるものではないよという御意見を伺う中で、それと同時に、トレーニングルームに設置しました機器につきましては、だれもが行ってすぐ使えるというトレーニング機器でもありませんので、トレーニング専門に機器を取り扱える専門の方の指導のもとに行うといったことから、今回いろいろと協議をする中で、あそこに機器を置いておいて、トレーニングルームを常時あけると、そういうことが非常に難しいと。そういうことから、今回入っておりました機器については、従来、スポーツクラブもとすが活動拠点としておりました真正の体育センターの方へ機器をもう一度戻す中で、そこで従来どおりの活動を行っていただくということで、今回、撤去をさせていただきました。それについては、当初そこで行うということで各種団体の方に通知をしておりましたけれども、その段階で施設を利用したいという申請をいただく中での話し合いの中で、今後、ここのトレーニングルームで機器を使って行ういろんな活動については、従来行っておった真正の体育センターの方で再度お願いをしますと、そういうお話をさせていただく中で御了解をいただいて、今現在進めておるところでございます。今現在は、トレーニングルームにおきましては、本巢市が購入しましたトレーニングマシンと卓球台を設置する中で、常時開放する施設利用を図っておるところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

正直なことを言いまして、よく説明が理解できません。というのは、オープンのときにあれだけの運動の器械を入れて、当然そこに管理人が要とするなら、そのことは当然措置がきちんとされていってしかるべきなんですね。ですから、皆さんが見に来たりしたときには、条例の改正をして、皆さんが使えるよということであのスポーツクラブもできた。それが9時から10時であろうと、何時であろうと、ルールに従ってそこで市民が使えるよということオープンされたと思うし、地域の人たちにもそのように公表して、オープンのセレモニーには来てもらったと思っている。その中で、体育のクラブの人が占有的に使うとするなら、それはそれでルールの中でやらねばいいことだけれども、いずれにしても、あそこに器械をたくさん置いた段階においては、あ

の器械がだれのものであれ、そういうことは市民はあまり興味がないんですね。そこに置いてある器械をどうして使うか。当然、使うためにはプロの人が、コーチならコーチする人がいてくれるだろうと。そんなこと当たり前だと思っているわけですよ、必要なものであるなら。ですが、ある人から指摘をされたら、そういう人がいないとかいるとかというふうで、どうも執行部の方の言いわけばかりのような気がするんですね。そこに、市民の方の立場から考えたものが何一つないような気がしているんですよ。だから、どうしてそういうことになったのか。その前の段階がどうなったのか。どういう形であそこに入れるようになったのか。そういうことがきちんとなされていないうちに、器械があるで入れておきましょう。ああ小言食らったで、ほい出しましょうなんて、ばかな話は、ああそうですかと簡単にわかりましたとは言えませんよ。

それから、そのことを周知・徹底するために、運動部員、クラブの人たちだけが使用するんじゃないんですね。そのためにつくった施設じゃないと私は理解しておるんですよ。市民の方全員が、当然、料金は払わないかんだろうけれども、自由に使えるようにつくったものだと思っているんですよ。ですから、クラブの人たちだけに連絡をしたでは、おかしいじゃないですか。ですから、市民の人全員にそのことがわかるように説明のできるための予算は幾ら組んでありますかとお尋ねしたんですよ。だから、言いわけだけの話じゃなしに、そういう話をきちんとしてください。そうでなければ、わかりましたとは簡単には言えません。以上。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

市民に対する周知の予算的なものは、今回の予算の中には組んでおりません。

ただ、真正のスポーツセンターの利用に関しては、今現在行っておりますように、真正の公民館の方で申請の受け付けをやっていますので、その場におきまして、利用者の方に対して実情をお話しする中、理解をいただいておりますものと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

少しきついことを言わせてもらいます。

たくさんのお金を使ってあの施設をつくった。当然、そういうことをするためにあの部屋もそれなりの確保をして、あれだけの規模になったと思っているんですよ。その機能を果たさないような設計が最初からなされているんですか。あそこを使わないとするなら、不必要な部分ですよ。もっと小さな体育館でもよかったんじゃないですか。そんなわけのわからんような回答で、はいわかりましたと言えませんよ。何億というお金を使っているんですから。市民の大事な血税を使っているんですよ。それをこうしますよと発表をして、これこれこういう事情でできなくなりましたと言って、そのことをまた市民に周知する予算も組んでいないなんてことはだんまり助平でやるんですか。

あなたが一人ひとり市民のところへ行って全部説明するんですか、そんなばかなことはできません。ですから聞いているんですよ。人間、だれでも間違いはあつてしかるべき。だけれども、そのことを市民に知ってもらって、どうしてやるんですかということの予算も組んでいないなんてばかな話はないですよ。よろしく、部長。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

今、議員さんが申されたとおり、事務局としても十分市民の方に周知を図っていく、そういったことが多少できていないと、そういうこともあります。センターの方に、例えば張り紙をさせていただいて、利用状況についてこういう経緯で、今現在こういうふうになっておりますと、そういうことをさせていただくと。それと同時に、今後、スポーツクラブもとすが本当に自分たちの一つのクラブとして力がついてきた段階においては、当初計画をさせていただいておりましたように、そこに運営管理等をやっていただけのように、教育委員会の方からも指導をしていきたいと考えております。

○議長（遠山利美君）

ここで暫時休憩します。11時5分から再開しますので、お願いします。

午前10時47分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般会計予算につきましての質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

道下君。

9番（道下和茂君）

119ページ、款10の教育費、目03学校給食センター費、節11需用費、010地産地消事業賄材料費1,369万4,000円、このことは21年度から実施をされておりますが、まだ実績は3月ということで出ないかもわかりませんが、予算を計上するときには、前年度の実績も当然加味しながらされたと思いますが、これの賄い先でございますが、組合や団体、法人、個人が入るのかわかりませんが、どんな予定で予算を組まれましたか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

地産地消の取り組みにつきましては、議員さん申されましたとおり、今現在取り組んでおります。現在、本巢市産のお米とかイチゴとか柿、ナシ、キウイフルーツ、アマゴ等、利用しておる状況で

ございます。現在、岐阜県産の野菜等といったものも多く利用しておるところでございます。使用につきましては、第一に安心、また安全なものの確保、そういったものの材料を入れると同時に、岐阜の農協等の安全が確保された品物を取り扱っておるところでございます。

量とかそういったものの確保につきましては、物資部会が給食センターの中にありますので、物資部会が約1ヵ月前に会議を開きまして、材料の発注等をしておるところでございます。そして、価格についても他の地域のものより多少高くなる場合がありますけれども、本巣市として差額分の補助等も多少補てんする中、考えておるところでございます。年間を通じて、品物がスムーズに納入できるようにするには、地元の生産者の方とか、また農政課、また関係団体との連携した体制づくりが必要ではないかと考えており、今後もそういった調整を図って進めていきたいと考えております。

ちなみに、21年度の学校給食における本巣市の地産地消の状況でございますが、6月に、これは一つの学校なんです、本巣小学校に十六ササゲ等を入れております。物はそれぞれの学校給食に入れておるんですが、地産地消の生産者とお話し合いの場、そういったようなものをそれぞれの学校で行って、地産地消に対する理解を子供たちにも持っていただこうと、そういったことで6月、11月、1月、2月、3月とそれぞれの生産者の方に、例えば直接子供たちにお話をさせていただいたりとか、給食を食べる際の、例えばテレビとか、そういった中でお話をしてもらおうとか、そういうことをやっております。ちなみに、6月は十六ササゲ、11月はキュウリ、1月には大根、2月にはイチゴ、3月にもイチゴと、生産者の方から直接生の意見を聞いて、子供たちに理解を図っておるという状況でございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

今お聞きしましたが、基本的には本巣市産の地産地消を進めるべきであって、今お聞きしますと、岐阜県産も地産地消の対象になっておるということをお聞きしたわけですが、私は、本巣市産を中心に地産地消をやっていただきたいと。当然、生産者との調整もあろうかと思いますが、これはあくまで農協さんが中心にやられておるのか、個人でもやっておるのか、そういうことはどうなんですか。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

J A ぎふが中心に連携をとる中で、物の納品等を行っておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

それはそれで結構でございますが、やはり本巢市には特産品もございます。そうしたものも、今、アマゴのどのと言われましたが、これも特産品でございます。ほかにも特産品があるわけですが、せっかくこういった事業を始めたならば、そういったものをできるだけ多く使っていただくというような前向きな取り組みが必要ではないかと。単なるこれは面倒くさいでだめですよという形ではなくて、いろいろ生産者にも御相談に乗ってあげ、そして本巢市も地産地消並びに特産品を今後とも有効活用していくということが大事かと思っておりますので、その点を踏まえて、今後ともやっていただきたいと思っております。

ちなみに申し上げますと、うすずみ特産というのがあるんですが、このあたりのお豆腐なんか、最初はさいの目に切ってくださいよというような御注文があったので、さいの目に切って出す状況で見積もりをしたけど、私、時期的にいつ聞いたかちょっとわかりませんが、いまだそういったことに対する回答は何らいただいていないようなお話を聞いておりますので、その点もわかりましたら御答弁を賜りますようお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

議員さんが申されますように、できるだけ本巢市内のものを使う、また業者の方につきましても、できるだけ市内の業者の方から納入できるよう努力をしていきたいと考えております。

先ほどのお豆腐の関係ですけれども、そのことについては、ちょっと詳しいことがわかりかねますけれども、先ほどお話ししましたように、毎月1回、物資部会等がございます。そういった中で検討を加える中で、今現在いろいろと納入しておると思っておりますので、そういった中におきましても、十分地産地消のことについても考えるようにお話をさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

健康福祉部の関係で数点お伺いをいたします。

簡潔に申し上げますが、一つは、保育所の運営費で国の負担金が増額になっております。県も同様でありますけれども、この増額の理由については、小規模保育所に認定されたことによるというふうに思いますが、財政的な、あるいは小規模保育所の状況についてお伺いしたいと思います。

二つ目は、生活保護の現状及び22年度の予想される人数はどうなのか。ちなみに昨年度で言いますと、ちょうど1年前にお伺いしたときは増加をしております、7世帯6人ふえて42世帯の64人になったという報告を1年前に受けましたけれども、それがどうなのかお伺いします。

三つ目は、セーフティーネットの支援事業についてであります。これについては、国の補助金1,564万9,000円のうち1,055万円が生活保護システムの更新に充てられる。残りの509万9,000円で

ありますけれども、こういったものがセーフティーネット、要するに支援していくのに具体的にどういう形で使われていくのかについてお伺いをします。

4番目は障害者福祉費で、予算概要の中で自立支援給付事業について、主に介護訓練給付費及び自立支援医療費の増額のためというふうに書かれています。これについては、今ここで細かくお伺いするよりも、この間のそれぞれの内容ごとの推移を示したデータをいただくとありがたいと思います。次回からは前もっていただくとありがたいということを申し上げておきます。以上です。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

それでは、1点目の保育所運営費の小規模の状況ということでございます。これにつきましても、21年9月から小規模の認可をいただきまして、小規模になることによりまして、1人当たりの金額がふえたということで増加になっております。それで、人数につきましては、たしか17名であるということでもあります。

それから、2点目の生活保護の人数でございますけれども、議員言われましたように、42世帯の64人ですけれども、22年度につきましては43世帯の60人を見込んでおります。

それから、3点目のセーフティーネットのシステムの残りの分をどういうふうに支援していくかということでございますけれども、残りの部分を扶助費として住宅手当給付金としまして約340万円ほどを1世帯当たり6ヵ月まで、いわゆる15世帯を見込んでおるということでございます。

それから、4点目の自立支援のデータをということですが、今、データを整理しておりますので、また後でお渡しできるかと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1番目の問題について再度お伺いしたいと思います。

これについては、御承知のとおり精華保育園のことでありますけれども、精華保育園については、かねてから経営ができなくなってきたので市でという話があったり、また立ち消えになったりということを繰り返されてきています。そうした中で、先ほど人数を聞きますと17人ということ。それと、経営者自身の高齢化ということもあって、ある日突然できなくなりましたからと言われても困ると思うんですね。そうした遠くない将来に向けてどうしていくのかということを考えていかなきゃならない時期に来ているのではないかというふうに思うんです。そこで、根尾地域の状況を見たときに、例えば根尾小学校と併設するというような形も含めて、あり方について、今から研究していく必要があるのではないかというふうに思っておりますが、その点についてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 村瀬君。

健康福祉部長（村瀬光廣君）

根尾地域の精華でございますけれども、今現在、園長の方からやめるという話はございません。しかし、今、議員御指摘のとおり、今後人数も少なくなっていくということが想定されますので、あらゆる面から検討する必要があるということを考えておりますので、今言われたことも視野に入れて、今後十分に検討する必要があるかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

申しわけないですが、市民環境部の関係と教育委員会の関係になりますけれども、市民環境部の関係で2点だけお伺いしておきます。

一つは、本巢市の在住外国人の数はどのぐらいなのか。さらにわかれば、その中で永住外国人の数はどうなのか。一般と特別を分けられれば分けてもらって、でなければトータルで結構ですけれども、それが第1点です。

二つ目は、ごみの関係でお伺いしたいと思います。ごみ減量化やリサイクルに市としても一生懸命取り組んできているところではありますが、ごみ収集委託料を見ますと、残念ながら平成21年と比べますと、若干でありますけれども増額になっています。今後、これまでのやり方をさらにそのまま一生懸命やりながらも進めていくのか。あるいは最近いろいろ情報を得ておりますと、ごみゼロ作戦ということで一生懸命取り組んでいるところがふえてきています。そうした中で、神奈川県の上野原市というところが、2008年からゼロ・ウェイスト ウェイストというのはごみという意味でありますけれども に取り組んできています。ここは、目標年次は2029年、20年がかりの計画を立て、順次ごみゼロに向けて頑張っていこうということで取り組んでいます。こうした経験も学びながら、これからの方向性を探っていく必要があるんじゃないかというふうに今回改めて考えましたので、これからの方針についてお伺いをします。以上です。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、1点目の外国人の登録ということで、何名かということですが、ことし1月1日現在で申しますと24カ国の472名でございます。永住者につきましては93名でございます。

それから、2点目のごみの関係でございます。現在、私どもも減量化に向けては、レジ袋の有料化とか、そういう周知を行っております。今申しましたごみゼロということも確かに必要かと思われませんが、今後、そういう面も踏まえまして検討を進めていきたいということで思っております。

以上です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

教育委員会の関係で3点お伺いをして、質疑を終わりたいと思いますが、一つは、子供たちの宿泊研修先であった伊自良青少年の家が、岐阜県のホームページを見ますと、平成22年3月31日をもって休止し、来年度中に廃止の方向で準備を進める予定ですというふうにございました。ということは、新年度、伊自良青少年の家を使って宿泊研修をすることはできなくなるわけでありまして。以前から申し上げていたと思いますけれども、せっかく市内にある施設を有効利用したらどうかということをお伺いしてまいりましたけれども、新年度どのように対応をされる予定なのか、お伺いいたします。

二つ目は、子供の健康診断や、あるいは体力測定などの委託料が計上されております。そこで、最近の子供の健康、あるいは体力の状況について、簡単に結構でございますけれども、その傾向等について御説明いただければと思います。

3点目に、文化財についてでありますけれども、市内の文化財は、数えてみますと112件だというふうにあります。そのうち国の指定が10件、県指定が22件、残りの80件が市の指定であります。合併前の各町村の指定してきたものをそのまま踏襲しておりますので、これだけの数になっているわけでありまして、もし可能ならばという前提で申し上げますけれども、市として文化財の見直しを図ったり、あるいは、市として保存に、ここは一生懸命力を入れていかなければならない、そういう仕分けをやっていく必要がある。そういう段階に今来ているのではないかとこのように思っておりますけれども、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木君。

教育長（白木裕治君）

では、3点ございましたが、まず最初の2点につきまして、私の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず最初の伊自良青少年の家の休止という問題でございます。このことにつきましては、議員御指摘のとおり、今年度末で終了ということで、休止状態に入るという情報から、今年度、校長会等でも研究をしていただきまして、そしてできるだけ地元の施設を活用できればそれをしていきたいということで、今のところでございますが、来年度におきましては、五つの小学校におきまして、根尾のキャンプ場を使わせていただくということで、現在進めているところでございます。もちろん小学校におきましては八つあるわけでございますけれども、来年度につきましては、研究もさせていただいたんですが、いろいろな条件等、本当にそれで十分なのかどうかという検討も含め

で行いますので、あとの3校につきましては、岐阜市の自然の家、それから関市の自然の家、あと一つでございますが、各務原の自然の家、こういうところの状況も見ながら、来年度以降、実際に使って比較検討をしながら、その次の年へ進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。これが1点目でございます。

それから、2点目の御質問でございますが、本巣市の子供たちの体格とか体力の状況についてということでございますけれども、まず一つでございますが、体力につきましては、全国平均、県の平均と比較しましても遜色ないということで推移しておるところでございます。また、体格の方でございます。そして体力の方でございますけれども、これも全国平均、昨年度と今年度、文科省の方も調査をいたしておりますので全国平均も出ておりますけれども、これと比較しましても、本巣市の小学生、中学生ともに遜色ないということでございます。ただ1点だけでございますけれども、中学校のシャトル、これはある一定の区間を走って移動する時間でございますけれども、若干それが劣っているとか、でごへごが若干ございますけれども、ほとんどこれは問題ないというふうに思っております。

あと、つけ加えさせていただければ、子供たちの肥満の状況につきましても、全国平均と比較いたしまして、中学校では半分ぐらいの率しか出てきておりませんし、小学校では全国平均の5分の1程度ということで、非常に良好な状況でございます。本巣市の子供たちは肥満傾向にはないということでございますけれども、これも合併以後続けてきております小学生、中学生に対する血液検査、こういうものをもとにした個別の指導というものが効果を奏しているのではないかなと思っております。

○議長（遠山利美君）

成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

3点目の文化財の見直しとか仕分けについてでございますけれども、今現在、先ほど議員さん申されましたように、本巣市においては数多くの指定文化財がございます。これらの指定文化財というのは、旧4町村時代からそれぞれの町において、村において、それぞれの条例によって指定されておるものでございまして、合併によって、指定の価値とか、そういったものがなくなるというふうには判断しておりません。したがって、今現在、数多くの文化財がありますけれども、それについては市の指定文化財ということで、これからも管理をしていきたいと考えております。こういった文化財の維持等につきましては非常に大変だということもありまして、今現在、文化財の保護審議会の委員さん方が、順次自分たちのエリアにある指定文化財等の見回りとか、そういったものを続けていただいております。そこの中で、例えばこういったものについてちょっとおかしいところがあるよとか、そういったような場合においては、再度、審議会の中でいろいろと検討を加え、御指摘をいただくものについては対応を市としては考えていくと、そういった状況で今現在進めておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

1点目につきましてですが、キャンプパークを使ってということでございます。そのことについては、いいことだというふうに思っております。せっかく根尾地域へ南部から行くという状況の中で、根尾地域の子供たち、あるいは糸貫と本巢の子、それぞれの地域ごとの子供の交流が図れるといいなということさらにも思いますが、そういうことが可能ならば、そういうことも含めて検討していただけるとどうかというふうに思います。それとあわせて、そうした交流をしようと思ったときに、交通手段の問題が結構指摘をされます。学校訪問をしていたときもそういう声を聞きました。そういうときに、市としてのバスの利用というのは考えられないでしょうか。総務部長にお伺いします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

総務部長（鷺見良雄君）

何と申しましょうか、行政バスの使用ということでございます。行政バスの使用については、取り扱い上、真に行政目的に活用するものであるということになっておりまして、学校関係者を含めた教育的な見地から、当然配慮すべきものであらうかと思っております。いずれにしても、行政バスというのは、行政目的で使うということでございますし、たくさんあるわけでもございません。現在、財政課の方で管理運用をしておるわけでございます。事前に調整があつて、それらを使いながら、より教育的な見地からも効果が発現できるということであれば、基本的な形ではいいことではないのかなというふうに、父兄に負担をかけるよりも、せっかくある行政バスでございます。そういうものの有効な活用も一つの方法かと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

そういうことでございますので、教育委員会としても積極的に交流をいろんな形で図ってほしいというふうに思います。

最後になりますけれども、文化財について、もう一言だけ申し上げておきますのは、合併によって、もちろん価値が変わるものではありませんけれども、旧4町村それぞれで指定していて、特に天然記念物等については、同種類のものが幾つか、それぞれの地域ごとに指定をされるということがございます。建物などで、例えば江戸時代のものとか桃山時代のものとか、そういうことになってくると若干話は別ですけども、天然記念物ということで限って言えば、例えば同じような木が同じようなところに幾つか指定されるということがあります。そうしたときに、市としてこれはきちんと指定をして保存のために取り組んでいこうと。そういうものとそうでないものとの区分けと

いうものはしてもいいのではないかというふうに思いますが、そういったことについてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいま議員御指摘のように、それぞれの旧町村では指定していたもの、それが市になって同じような同種のものが数多くあるのではないかということをおっしゃいましたが、確かにそういったものはございます。それで、それぞれ旧町村時代から価値があるということで指定してきて、今回市に移管しておるんですけれども、その中で、再度同種のものについて十分見直しを図ると、そういったことも文化財保護審議会の皆様方にお諮りする中、その中で、市として本当に価値のあることはすべて価値があるんですけれども、その中で特に力を入れて保存していくものについて、今後、検討を加えていくということで対応していきたいと考えております。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

反対の討論ですけれども、収入の部に関して、道の駅のことを先ほどお尋ねしたわけなんですけれども、この道の駅というのは、全国の道の駅がたくさんある中で、本巢にある道の駅は、売り上げが10本の指に入るぐらい優秀な道の駅なんです。その中において、これ以上の売り上げを伸ばす努力もされるだろうとは思いますが、その中において、使用料等を取っていないということに対しては到底納得ができません。また、旧糸貫町にある道の駅の売店は、ちゃんと使用料を取っているという、こういう不公正な関係から見ても到底同意できるものではないということで、もう少し収入に対して積極的な行動をとっていただきたいということを願ひまして、この件も反対とさせていただきます。

それから、歳出の方なんですけれども、先ほど質問した中において、到底容認のできるような回答ではありませんでしたので、反対とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ありますか。

[挙手する者あり]

道下君。

9番（道下和茂君）

平成22年度の予算案につきましては、今現在の社会情勢の厳しい中で、当初の計画事業費に道路改良など景気対策にも重点配分をされております。また、子育て支援、教育環境整備の推進や生活基盤整備などにも重点配備をされており、将来、普通交付税の一本算定などで財源の減額や扶助費や公債費、維持管理費も歳出増加が見込まれる中で、将来を見据えた経常経費の削減の努力も見られます。また、将来の施設整備に向けた基金の積み立てや、後年の財政需要に対する基金増額も図られております。厳しい状況下にある国保への繰出金も制度枠いっぱい行われております。厳しい経済情勢下で、景気対策など、また将来予測されます重要施策、財政状況なども考え、市政推進の基本である「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」を一層推進されるなど、現在の社会状況を把握され、多様化する市民ニーズに配慮した予算案であると考えますので、賛成討論とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

では、反対討論をいたします。

22年度の予算案を見ましても感じますことは、市長の基本的な考えである「元気な里づくり」「ぬくもりのある里づくり」「うるおいのある快適な里づくり」に沿って、種々の施策を盛り込んでいるというふうに思います。例えば、ヒブワクチン予防接種に対する助成とか、あるいは通学路のカラー舗装、さらに、今、道下議員言ったような施策もございます。そういう点については明確に評価をするものでありますけれども、そうした中で不思議に思いましたのは、そうした市長の考え方がなぜ国保税になると一転してしまうのか、これが私はとても理解に苦しむところであります。繰返しは避けられますけれども、70%ものとてもない負担増のもとで、本当に元気でぬくもりのある、潤いのある、そうした生活が送れるかどうか、非常に疑問に感じざるを得ないというのが率直なところであります。

一方で、非常に考えてやられただけに、なぜ国保税はそういう扱いをされるのか。先ほど道下議員が一般会計からの繰り入れについては限度額というふうに言われたけれども、それは法定内の話で、法定外の繰り入れについては限度額ということはありませんし、普通ならば、これまでの、あるいはほかの施策に対する市長の発想からすれば、70%にどうしても上げざるを得ない場合でも、段階を追って、ことしはこれだけお願いしたい、そういったことの理解を得ながら、目標に向かっていくというのが本来の藤原市長のやり方ではないかというふうに私は思っておりましたので、この点については非常に不本意であります。国保税のことだけを申し上げておりますけれども、この問題というのは、市民の暮らしや福祉を守るという地方自治体の本来の役割、原点にかかわる重要な問題であります。したがって、この問題を無視して、この一般会計を考えるというわけにはいきません。こういった観点から、当初予算については反対をいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

それでは、22年度の一般会計予算について賛成討論をいたします。

先ほど、道下議員が賛成討論を言われましたが、まさにそのとおりでありまして、市長が経常経費の削減等々もいろいろ図りながら、それでも内容的には総合計画等の後期に23年度から入るわけですが、そういう部分もいろいろ含めた保育園の統合等にしても盛り込んでありますし、そして、先ほど鶴飼議員が言われた女性特有のがん検診等々、それから今後の本巢市づくりのための沿道森林修景整備事業とか、のびゆく本巢市魅力発信事業の観光の面においても一生懸命本巢市づくりのためにやっている政策だということを思っておりますので、22年度一般会計予算については賛成をいたします。

○議長（遠山利美君）

ほかに討論よろしいですか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第22号 平成22年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。午後1時に再開しますので、よろしくお願ひします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第23号から日程第16 議案第25号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第14、議案第23号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてから日程第16、議案第25号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第23号から議案第25号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会から、付託案件3件につきまして御報告いたします。

議案第23号 平成22年度本巣市国民健康保険特別会計予算について、レセプト点検業務委託業者はどのように選定されているかの質問に対して、入札で行っているとの答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号 平成22年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について、慎重に審査をいたしましたが、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号 平成22年度本巣市老人保健医療特別会計予算について、慎重に審査をいたしましたが、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（遠山利美君）

議案第23号 平成22年度本巣市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

予算書を見ますと、一般会計からの繰入金ということで、各種法定繰入金、法定外繰入金というのが掲載されています。法定外というのは、その他一般会計繰入金ということで4,554万8,000円がありますが、これについては年々減少をしてきております。こういったことについての考え方、あるいは執行部としての見解について、何か質問なり、あるいは話はあったでしょうか。

○議長（遠山利美君）

臼井君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

特にございませんでした。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

先ほど国保税条例のときに申し上げましたけれども、特別会計ということで独立採算だから一般会計からの繰り入れについては今後はしないというような話が出ておったようではありますが、このことについては、議員さんの質疑ということではなく、執行部の説明としてあったというふうに聞いておりますが、その点について思い違いがあるといけませんので市長に確認をしたいと思うんですけれども、特別会計だから独立採算、よって一般会計からの繰り入れは好ましくないという市長が

考えておられるというふうに理解すべきでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

今の御質問でございますけれども、確かに委員会の席ではそのようにお答えを申し上げました。そして、先ほどの条例のときも御議論もあったような発言もいたしております。基本的に、私は法定外以上のものはどんな特別会計でも繰り入れるものじゃなくて、基本的には独立採算でやるべきものだという基本的な認識を持っております。ただ、その中でいろいろ御議論もございますけれども、必ずそれがだめだという話じゃなくて、またそのときそのときの情勢によりましては、一般会計から法定外のものも繰り入れる必要があるというようなこと。それは何かと申しますと、他の市町との均衡ということもございます。本巢市だけが非常に高いということが出てくれば、やはり本巢市というのは、できるだけ住みよいまちを目指しております。そういったことから、他の市町とできるだけ均衡のとれた形でやっていくという気持ちを持っておりまして、そういう点では、そういう事態になったときにはまた議会とも相談しながら考えていかなければならない問題かなと思っておりますけれども、基本的にはそれぞれの会計の中で処理すべきものだというふうに私は認識をいたしております。これは国保だけじゃなくて、すべての会計に通じる、そういう認識をいたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鶴飼君。

○18番（鶴飼静雄君）

最後に確認だけしておきたいと思いますが、ほかの特別会計についても基本的には同じ考えだというふうに言われておりますので、ひっくるめて伺いますが、物事の出発点として特別会計、独立採算というところから出発するのか、あるいは市民のその時々暮らし、そういったものから出発して、例えば水道にしる、下水道にしる、それぞれの生活状況の中でこのくらいが妥当だと。このくらいの負担はお願いしてもやむを得ないというようなところから出発するのか。市の財政状況だけから出発するのか。そのことによって考え方というのは大きく違ってくると思うんですけれども、そのあたり、さらにお考えがありましたら、最後にお伺いしておきたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

すべて特別会計をつくるという意味が、そもそも設置趣旨というのは、先ほど鶴飼議員からお話があったように、私は前段のとらえ方をいたしております。そうでなければ何も特別会計をつくる必要はなくて、一般会計の中で処理をすればいいと思っております。特別会計をつくるということは、その中でできる限り採算のとれる形で、そしてその中で可能な限り御負担もお願いをして、

その中で均衡のある収支バランスで事業を進めていくものだという思いをいたしております。ですから、ほかの会計もそうですけれども、過剰な投資をして、そして過剰な負担を求めるといようなことはあってはならないことだと思っております、これから先もそうですけれども、できる限り、その会計内で投資、そして収入・支出をしっかりと均衡できるような形で事業運営というのはなされるべきであるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の主な内容は、先ほどから申し上げております国保税の大幅な引き上げと、それに対して、私は、仮に百歩譲ってこの引き上げが妥当だとしても、それを一気にやるのではなく、一般会計からの投入も含めて、段階的に理解を得ながらやっていくべきだろうという考えでございます。しかし、残念ながらそういう形にはなっていない。その他の繰入金についても年々減少しているという状況の中で、これだけの値上げを含んだ予算については、到底承認することはできないというふうに考えており、反対するものであります。

○議長（遠山利美君）

反対の討論がございましたが、賛成討論はございますか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

原稿はありませんけど、反対討論にありましたように、ごもつともな話です。しかし、このまま反対どうのこうのでいけば、当然、この特別会計は破綻をしてしまいます。私も文教福祉委員会の委員の一人として、委員会の中でも相当執行部に物を言ったつもりであり、執行部に対しては、これから5年というような、そんな大きなスパンじゃなくて、段階的に検討していくというふうにしていただかなければ、このような大幅な値上げということは、市民の皆さん方にとっても本当に申しわけないという感じしております。そのことも十分踏まえて、執行部におかれましては、今後の進め方について慎重な対応をしていただきたいと思います。いずれにいたしましても、今回本当に忍びがたいわけでありますけれども、賛成をしたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第23号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

この案件につきましては、特に質疑はなかったということでございますので、委員長に聞くことはありませんけれども、この付託に当たっての質疑の際に、資格証明書の問題についてお伺いをいたしまして、その答えについてはまだいただいておりますので、ここで伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

市民環境部長（藤原俊一君）

お答えさせていただきます。

資格証明書については、発行はしておりません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件については、あまり詳しく今答えられなかったけれども、厚生労働省あたりのいろんな通達とか通知が来て、基本的に資格証明書の発行はすべきでないというような方向が打ち出されているというふうに思っています。そうした中で聞いておりますと、よそでは発行しているところもあるように聞いています。

そこで市長にお伺いしたいんですが、岐阜県の広域連合において、このあたりの取り扱いはどのような論議がなされているのか、わかる範囲で結構でございますが、お伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

後期高齢者の広域連合の中では、特にそういう形のことでは伺っておりません。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第24号 平成22年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成22年度本巣市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第25号 平成22年度本巣市老人保健医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号から日程第20 議案第29号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第17、議案第26号 平成22年度本巣市簡易水道特別会計予算についてから日程第20、議案第29号 平成22年度本巣市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第26号から議案第29号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会から報告をいたします。

議案第26号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計予算について、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第27号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計予算について、各施設の接続率はどうかの質問に対して、平成21年度末までで下福島浄化センター84.2%、弾正西浄化センター82.4%、小弾正浄化センター93.2%、北野・春近浄化センター87.4%、早野浄化センター72.2%、高尾・平野浄化センター78.2%、東外山浄化センター85.2%、日当浄化センター87.5%、神海浄化センター57.7%、真正浄化センター32.8%の答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第28号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計予算について、各施設の接続率はどうかの質問で、21年度末までで本巢浄化センター66.9%、根尾中央浄化センター67.9%の答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第29号 平成22年度本巢市水道事業会計予算について、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（遠山利美君）

議案第26号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第26号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第27号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第28号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号 平成22年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号 平成22年度本巢市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第21、請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する旨の意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

請願第1号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高田文一君。

総務企画委員会委員長（高田文一君）

それでは、総務企画委員会の報告をいたします。

請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する旨の意見書提出を求める請願について、他町村などの状況の質問に対し、多くの県議会及び市町村議会が意見書の提出を行っているとの答弁でございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この請願、あるいは請願2号についても同様でありますけれども、意見書の提出を求めている内容ですので、後ほど意見書が提出されると思いますので、考え方なり、あるいは疑問についてはその際に申し上げたいと思っています。ただ、ここでは、こうしたことが時代に逆行し、世界の趨勢、あるいは時代の要請に反するものだという事を申し上げて、反対をしておきたいと思います。以上です。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ございますか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する旨の意見書提出を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第22 請願第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第22、請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

請願第2号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 臼井悦子君。

文教福祉委員会委員長（臼井悦子君）

文教福祉委員会から、付託案件につきまして報告いたします。

請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願について、慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決定しました。以上です。

○議長（遠山利美君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第23 議案第30号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第23、議案第30号 平成21年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、本日、追加上程をさせていただきました議案第30号 平成21年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

3月5日の本会議におきまして御議決をいただきました平成21年度本巣市一般会計補正予算（第4号）のうち、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業及び子ども手当準備事業に係る予算につきまして、繰越明許をお願いするものでございます。

交付金事業につきましては、総務費で本庁舎改修事業に4,113万4,000円、商工費で観光案内看板設置事業に97万3,000円、土木費で道路舗装新設事業に4,185万円、教育費で全天候型スポーツ施設整備事業に1億3,774万9,000円、糸貫川プールウォーターズライダー塗装事業に1,143万円、糸貫川テニスコート芝張替事業に2,226万円でございます。また、子ども手当につきましては、民生費で子ども手当準備事業に210万円。以上、合計7事業で総額2億5,749万6,000円でございます。

よろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより議案第30号を採決します。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第24 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第24、発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

提出者、12番 若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

発議第1号 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について説明いたします。

お手元に配付されている文書を朗読させていただき、説明とかえさせていただきます。

「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書。

昨年6月24日、長崎市議会は、オバマ米国大統領のプラハ演説以降の核兵器のない世界に向けての国際的な機運の高まりをとらえ、「核兵器廃絶への国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書」を可決し、日本政府に、被爆した世界でただ一つの国の政府として、来年の核不拡散条約（NPT）再検討会議において、核保有国を初めとして国際社会が核兵器廃絶国際条約の締結を目指して、国際交渉を開始するよう働きかけることを要請したところです。

昨年9月、国連安全保障理事会首脳級特別会合において、鳩山由紀夫首相は被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つとの決意を明確に表明されました。また、日本政府が米国などと共同提案した核廃絶決議案についても、国連総会第1委員会で過去最多の国々の賛成で採択されるなど、日本政府の被爆国としての取り組みは一つ一つの成果を積み上げてきています。

一方、昨年8月、長崎市では、世界の3,241都市が加盟する平和市長会議総会が開催され、2020年までに核兵器を廃絶するための道筋と、各国政府が遵守すべきプロセスなどを定めた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」を、2010年NPT再検討会議において採択を求めることなどの具体的な提案

を盛り込んだ「ナガサキアピール」が決議されました。

このような動きを踏まえ、被爆国の政府としての核兵器廃絶の取り組みをさらに確実なものにするために、国会及び政府におかれては、平和市長会議が提案する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」の趣旨に賛同し、2010年のNPT再検討会議において、同議定書を議題として提案していただくとともに、その採択に向け、核保有国を初めとする各国政府に働きかけていただくよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

よろしく御審議の上、御賛同をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第1号「ヒロシマ・ナガサキ議定書」のNPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第25、発議第2号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号について、提出者に説明を求めます。

提出者、4番 船渡洋子君。

4番（船渡洋子君）

発議第2号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書について。

臼井悦子議員、大西徳三郎議員の賛成を得て提出いたしました。

意見書を読み上げることによって提案理由とさせていただきます。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書。

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至るおそれが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（H i b =ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、ヒブや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年おくれヒブワクチンが一昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年おくれ昨年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子供たちの命を守るための早急な対策が必要です。

そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては、次の事項について一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

記1. ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、ヒブ重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること。

2. ワクチンの安定供給のための手だてを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月23日、岐阜県本巣市議会
議長 遠山利美。

内閣総理大臣、厚生労働大臣様。

よろしく御審議の上、御賛同くださるようお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、発議第2号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第26、発議第3号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

提出者、9番 道下和茂君。

9番（道下和茂君）

それでは、発議第3号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書につきまして発案をさせていただきます。

国籍法の改正が平成20年12月5日に行われ、同年12月12日に公布されました。この国籍法が改正されましたことにより、簡単に国籍がとれるようになり、取得に関する資料提出も父子の写った写真提出などといったぐらいで偽装可能なものがございます。お金などを払って、子供を認知させるなどの違法行為による国籍取得がふえています。そのことにより、日本人としての権利が生じ、養育不可能な場合は生活保護の支給を受けられ、またその子の母や家族などの日本滞在が認められるようになります。こうした中で、国民の中には、このことによって偽装認知などの違法行為や不正行為を助長するなど懸念する声もあり、改正法の適正な施行に向けて、衆参両院で附帯決議がされたところであるが、偽装認知の防止のための具体的規定はないままです。ついては、改正国籍法によって生じると考えられる偽装認知の防止並びに同法の厳格な制度運用について、次の措置を図られるよう強く要望する。

1. 審査時における父子関係の科学的な確認方法の導入。
2. 申請者や外国人の親の日本における居住実態や日本人の親による扶養実態などの綿密な調査（国籍付与後の継続調査も含む）。
3. 審査情報の開示。
4. 罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

何とぞ御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

この国籍法の改正の趣旨は、法のもとの平等を実現するために、子供の福祉や利益が最優先という考え方に沿って運用されるべきだというふうに思っています。当時の森法務大臣も、しゃくし定規でなく、事例に応じて実施に当たりたいというふうに述べています。今、説明にありましたように、偽装を防止するということが大切なことだというふうに思っていますけれども、そのためにハードルを高くして、実際に認定を受けることを妨げるような状態を生んでは、まさに本末転倒と言わなければなりません。ここに書いてあります、特に1番、あるいはそのほかのことについても、一つずつハードルを高くしているというふうに思わざるを得ません。そのことが、せっかく国籍法の改正をしながら、実際には認知を受けにくくするというおそれが多分にあるのではないかというふうに考えられますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

また、こうした偽装防止の問題と、憲法違反だということで国籍法の改正がなされたわけでありましてけれども、そのこととは別の問題であるというふうに考えています。現行法規のもとで偽装防止についてどう取り組んでいくかということが重要な問題であり、それを同一視することは適切ではないというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

道下君。

9番（道下和茂君）

それでは、2点の質問に対してお答えいたします。

1点目の、法のもとの平等でございますが、このことは、偽装などの悪質事件が多発しておる。そのために厳格な制度運用を求めるものでございまして、このことにより、子供たちや法のもとの平等の権利を損なうものではないと考えております。

2点目の憲法違反とされたものにつきましては、確かに2008年6月の憲法判決が法改正のきっかけとなっておりますが、しかし、検討されたのは、親が子を認知できる条件に結婚が伴うことという法改正前の法律でございました。結婚しなくても親が子の認知をできるようにすべきだという判決でございました。決して、だれしものが無責任に勝手にだれでも子供として認知できるようにすべきだとの判決ではございませんので、私はこのように考えておりますので、提出をさせていただきました。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、話がありました偽装認知の防止、このことについて、当時、法務省がこのような見解を述べています。「法務局の窓口で国籍取得の届け出にきた母親や関係者によく事情を聞き、関連書類と矛盾はないかなど十分審査する」、このように偽装認知に対する対応を述べていました。これですべてが防止できるかどうかは別にしまして、このようなことも含めて、現行の法制のもとで偽装を防止するための施策をとっていくということが重要であり、認知のためのハードルを、先ほど申し上げたようにDNA鑑定をすとか、科学的なということで、恐らくDNA鑑定のことを言っているのではないかというふうに思いますが、そういったことでハードルをどんどん高くすることによって、時代の要請に背を向ける、そのおそれが多分にあるというふうに思わざるを得ません。

それともう1点は、改正国籍法の厳格実施という、法というのは、もともと厳格に実施されるべきものであります。その中で、あえてこのことだけを取り上げて言うということ自体に違和感を覚えざるを得ません。

以上の理由によって反対をいたします。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ありますか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

この問題に関しまして、テレビ、新聞等で時々事件が報道されております。そんな中で、この法は法として、その内容の改正という部分が出てきております。それで、先ほど反対討論の中で、罰則の強化とかDNA鑑定ということもありましたが、しかし、こういうことをやりながら、きちんと法が守られていくということが一番大切であるということを思いますので、賛成をいたします。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、発議第3号 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。先ほど請願が採択されましたので、意見書を追加日程するために休憩をします。よろしくをお願いします。

午後1時52分 休憩

午後1時54分 再開

○議長（遠山利美君）

再開します。

お諮りします。ただいま若原君ほか4人から、発議第4号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第4号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

追加日程第1、発議第4号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

提出者、12番 若原敏郎君。

12番（若原敏郎君）

ただいま発議第4号となりました永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書について、お手元に配付の文書を読んで説明とさせていただきます。

永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書。

政府・与党では通常国会に永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案を提出する動きがあります。

我が国に在住する外国人に対する地方行政のあり方については、外国人住民の考え方や要望などを積極的に吸収する仕組みづくりに工夫が必要ではありますが、永住外国人への地方参政権付与については、民主主義の根幹にかかわる重大な問題であります。

日本国憲法第15条第1項においては、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定され、また第93条第2項においては、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定され

ています。

また、平成7年2月28日の最高裁判所判決では、「憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人には及んでいない」とし、「それは地方選挙も同様で、第93条第2項の住民とは日本国民を指す」と指摘しています。

よって、永住外国人に対して地方参政権を付与することには憲法上問題があると考えざるを得ません。

したがって、拙速な結論を出すことには強く反対し、国会及び政府にあつては法案を提出・審議する場合には、国民の幅広い議論を喚起し、地方の意見を十分に聞くよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

よろしく御審議いただきまして、御賛同をお願いします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

まず2点伺いますが、第1点は、意見書の中で引用されています平成7年2月28日の最高裁判所の判決について、どういう訴えに対する判決かということは御存じでしょうか。それが1点。

第2番目は、この表題は、地方参政権付与に反対する意見書となっています。下の方を見ますと、「したがって」の後には、「拙速な結論を出すことには強く反対」だというふうに言っています。拙速に結論を出すことに反対ということは、慎重にやってほしいという意味だと思うんですね、一般的に言えば。であれば、この表題自体と相矛盾するものでないかというふうに思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山利美君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今、2点の御質問でしたが、平成7年2月28日の最高裁判所判決には、判決の内容が外国人に参政権を認めたという事実と異なるということをございまして、これには本論と傍論というのがあるんですが、本論については、理論的に考えて明らかに全面禁止説をとっていると。判決の内容は、選挙権は主権者たる国民のみに与えられたものであり、権利の性質上も外国人には認められないと。また、国と地方公共団体は不可分一体の関係にあり、切り離すことができないと。地方自治体の首長や議員は、日本国民たる住民が選挙しなければならないことを述べており、地方参政権ともいえども外国人に認める余地はないと。このような本論を述べてから、その後、傍論として、法律をもって地方公共団体の長、議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないという、この傍論を、地方参政権だけであれば定住外国人に付与することは

許されるということを、本論と違うことを結論として出しておられて、そこで外国人に参政権を推進される方は、本論無視で傍論を取り上げたということです。参政権を求める裁判でございました。

もう1点、拙速な結論を出すことと言われたことについては、反対する意見書なんですが、慎重に時間をかけて審議をしてほしいという意見でございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

第1番目について私がお伺いしておるのは、どういう訴えに対する判決なのかということをお伺いして、どうでしょうかということをお伺いしたんで、判決の内容は、私も手元に持っております。だから、どういう訴えがあって、それに対する判決ですから、そのことがしっかりと認識された上で傍論の話も考えないと、理解が難しいと思うんです。だから、あえて最初にお伺いしたんですが、3回と限られておりますので困るんですけども、そう言われると。だから、聞いたことにお答えを願いたいと思います。

2番目は、やっぱり慎重にということと言われるのであれば、見出しもそういうふうに変えたらどうなんですか。中身と見出しと矛盾しているというのはやっぱりおかしいんじゃないですか。

○議長（遠山利美君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

私の調べたところでは、今の判決の裁判の内容のことまでについてはちょっとよく調べませんでした。

しかし、外国人に参政権を認めるに当たって、憲法違反であるというところはこれで合っていると私は思います。

先ほど答えました結論を出すことに対しては、国民の幅広い議論のもとで法案を提出してほしいという意見書でございます。

[「答える必要なし」と呼ぶ者あり]

[発言する者あり]

○議長（遠山利美君）

質問に対する的確な答弁をお願いします。

12番（若原敏郎君）

今答えたとおりでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

全く答えになっていないです。

だから、表題と中身が違うんだったら合わせたらということをお願いしているんですが、その気がないのか、理解されないのかわかりませんが、矛盾しているということは事実であります。

それと、今回の平成7年の判決のもとになった訴えというのは、在日韓国人の人たちが、この場合は、永住外国人に対する参政権を認めよという訴えで、裁判の中で主要な問題になったのは、認めないのは憲法違反ではないかということでもあります。憲法違反かどうかということ争われたために、主文としては、これは憲法違反ではないんだという結論を出したわけです。だけれども、地方自治の本旨からして、地方参政権については認めることが憲法上問題はないんだということを別の問題として明確にした判決というふうに考えるのが当然ではないかと思います。もともとの訴えに対して判決を出すわけですから、さらに傍論という形でいろんな見解を述べるということは、相矛盾するものではなくて、主文の上に立って、さらに最高裁判所としての見解を示したものです。だから、そういう意味では憲法上の問題がないというふうに明確にされているというふうに、当然とるべき性質のものであります。そういう点から考えれば、いたずらに反対するということについては非常に問題があるというふうに思います。その点について見解がございましたらお願いしたいということと、表題の件についても、先ほど申し上げたように答えになっておりませんので、合わせたらどうか。その気がないならいい結構ですが、お答え願います。

○議長（遠山利美君）

若原君。

12番（若原敏郎君）

今の韓国人の裁判のことなんですが、韓国の憲法では、第39条に国民に国防義務を課しているものでありまして、しかも在日韓国人の組織の民団というところでは、綱領という中に韓国の国是
国是といいますのは、国家、世論がよいと認めた国の政策上の方針なんですが 韓国の
国是と憲法を遵守するということがうたってあります。在日韓国人の人々は、徴兵こそは免れているものの、今なお国防の義務は負っているものであります。韓国の国是、すなわち韓国の政治方針に従うということを誓っているのです。

もし、外国人に参政権付与をしてしまった場合、本国への忠誠義務、国防義務と矛盾しないかという問題が出てきます。仮に日本と韓国の間で、国益上の対立や衝突が生じたら、彼らは一体どちらを優先し、どちらの国に忠誠を誓うのかという問題が出てきます。外国人参政権の持つ意味は、非常に日常的には重大性や深刻さが理解しがたい問題でございまして、その分、いざというときにはなれば重大な問題が発生してくる、また危険をはらんでいるということでございます。それで、そういう重大な問題でありますので、表題とも兼ね合わせて、永住外国人に対する地方参政権、今のところは反対という意見書でお願いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、3回質疑をさせていただきましたけれども、何らまともな答えは得られませんでした。

一番大事なことは、先ほど申し上げたように、一つの訴えに対して、平成7年の最高裁の判決がなされる。その中で、参政権をこれまで与えてこなかった。あるいは国政については今後も同じ考えでありますけれども、与えないことが憲法違反だということに対しては、そうではないということを確認しつつ、国の立案によって、地方に参政権を与えることについては、今の地方自治体のあり方、地方自治法の原則から考えてみても憲法上問題がないんだというのがこの判決の趣旨であります。そのことに相反するような、そして時代の流れに逆行するようなこうした意見書については、採択すべきではないということ強く申し上げ、反対討論といたします。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ございますか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

紹介議員ということで、この請願を出ささせていただいております。もともと主義主張が違うということで、どれだけ議論してもかみ合わないということは事実でしょうし、我々日本人、日本国を通して日本人であるという自負のもと、このような参政権を与えるということに対しては反対ということであります。そのようなことから賛成をいたします。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第4号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま黒田君ほか2人から、発議第5号 夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号 夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

追加日程第2、発議第5号 夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書についてを議題とします。

発議第5号について、提出者に説明を求めます。

提出者、3番 黒田芳弘君。

3番（黒田芳弘君）

それでは、夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書について、提出理由を述べます。

この意見書につきましては、先ほど、案といたしまして皆様に御配付したとおりでございますので、お目通ししていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、意見書についての提出理由の趣旨を申し述べます。

この法案改正につきましては、2月19日、千葉法務大臣が制度の導入を目指す民法改正の概要を明らかにいたしましたところでございます。提出する法案の柱は、男女差別の撤廃を目指すもので、これには、婚姻年齢の統一などさまざまな改正が含まれるものであります。議論となるポイントは二つであろうかと思いますが、その中の一つがこの選択的夫婦別姓でございます。これは結婚時に夫婦で同じ姓を名乗る必要なく、希望により夫婦同姓か夫婦それぞれの姓を名乗り続けるか、好きな方を選択できる制度のことであり、子供はどちらかの姓で統一する案が有力であるとしております。千葉大臣は、このような民法改正案を来年1月召集の通常国会で提出を目指すとしております。

ここで、この件につきまして、二つのアンケート調査がございましたので紹介をさせていただきます。

一つにつきましては、インターネット利用者によるもので、回答数は861人でありました。「賛成だ」「どちらかという賛成だ」としたものが345の39.9%、「反対だ」「どちらかという反対だ」としたものが513で59.4%の結果でございました。

もう一つは、この当事者となります20代女性に尋ねたアンケートでございますが、これは「賛成」としたものが24.4%、「反対」が39.7%、「どちらともいえない」としたものが35.9%の結果であり、これをいろいろ勘案してみますと、賛成としたものが約40%に対し、反対とするものが60%であります。この結果から判断いたしますと、改正によるさまざまな影響について、不安な意見が多いのが酌み取れます。この夫婦別姓法案は、外見から婚姻届を出した夫婦なのか、内縁なのか、また違法な重婚関係なのか、全くわからなくなることが大きく心配をされます。夫婦別姓というものは、日本文化である家族制度を壊すおそれがあり、日本社会に深刻な負の影響をもたらすこ

とが懸念をされます。今必要なのは、よい家庭を築く努力を社会全体で行うことであり、さらに家庭の崩壊と社会基盤の液状化をもたらす夫婦別姓を推進することではありません。また、私も愛してやまない子供を持つ親として、子供の視点から見ると、お父さんとお母さんが違う姓であることは、大きな不安と違和感を持ち、家族のきずなというものが失われることが危惧をされます。民主主義国家である我が国日本の最小構成単位である家族が崩壊すれば、国家存亡の危機感さえ覚えます。

以上をもってこの法案に反対する意見書についての提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

先ほど、アンケートの結果をいろいろ言われました。

アンケートの結果というのは、とり方とか、そういうことは置いておいて、少なくとも時期によって結構違いが出てきます。特にこの夫婦別姓の問題については長年の課題であったということから、この間、十数年にわたって毎年のように世論調査が、内閣府、あるいは一般の世論調査社等で行われてまいりました。先ほど黒田議員が紹介したのがいつのことかわかりませんが、2003年の中央調査社というところのアンケートでは、積極派、容認派は20代で54.7%、30代で54.5%というふうに、私もインターネットで調べて載っております。さらに、家族の一体感、きずなに影響するかどうかというようなことに対しても過半数が影響がないという回答をしています。これは、インターネットで見ますと世論調査がいっぱい載っておりますので、どれをお互いに見たかによって違いが出てくるということは否めない事実だと思います。しかし、私はこの問題というのは、今申し上げたように長年の経過があって、その中で男女共同参画をどんどん推進しようと、そういう中でさらに賛成の人が多くなってきたというのは紛れもない事実だと思うんですね。今、それがどんだけ行っているかということは、調査によって若干違いがありますので申し上げませんが、ただ私が見た限りでは、今は逆転しているということが言えると思いますが、それはさておいても、いずれにしても、そういった男女共同参画を一生懸命推進しようという流れが本巢市においてももちろんあるわけです。そういう中で、あえて夫婦別姓に反対するということは、そのことに逆行する動きになるのではないかというふうに危惧をいたしておりますけれども、その点はどのようにお考えなのかというふうに思っています。できれば結構ですが、アンケートの結果が違いますので、先ほど紹介したように、結婚適齢期である20代、30代で言えば、中央調査社のアンケートによれば50%以上がとにかく積極的に別姓をすることについて容認をするというような考えを示している。

このことについてはどのように理解をされているのかお伺いします。

○議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

ただいま鵜飼議員からアンケート調査について御意見がありました。これにつきましては、今回、この意見書に携わってから、たまたま開いたインターネットの結果がこうでありまして、一つ目のアンケート調査については、2009年12月8日のものであります。

二つ目の女性を対象にしたものにつきましては、2009年10月2日からのものでありまして、たまたま私が開いたアンケート調査が二つ載っておりまして、これを取り上げたものでありまして、都合のいいようによって取り上げたわけではございませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

二つ目、私が先ほど提案理由で申し上げました、鵜飼議員としては時代に逆行するよなという意見もございましたが、やはり私も先ほど子を持つ親としての意見としても述べさせていただきましたように、やはり子供からの視点から見れば、お父さんとお母さんが違う姓であるということには、本当に大きな不安を抱えると思っておりますし、今回、反対する意見としては、私はその方が一番強く感じているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

何回も言うつもりはありませんが、私も子を持ち、孫もおりますが、そういう点から、別姓がいかどうかというのは個人的な思いは別にしまして、そういう意味で、夫婦別姓にしようという気はさらさらないです。ただ、男女共同参画が推進されていく中で、女性にとっても別姓が社会的にも有利だというケースが生まれてきているということが言われています。さらに、これからもその流れは強まっていきます。そういう中で、夫婦同姓に100%しがみついていく必要があるかどうかということ自体、非常に疑問を感じなければならないし、また子供の立場ということも言われますけれども、実際に夫婦別姓でやっている国が結構あります。よその国と日本は違うというかもしれないけれども、日本でも夫婦同姓ということで明治民法ができたのは1898年です。それ以降、夫婦同姓というのが義務化されてきたわけです。それ以前はそうではなかったという部分もあります。古い話で言えば、源頼朝の奥さんは北条政子さんです。いかにも古いですが、そういうようなことで、1898年以前については、必ずしも夫婦同姓ではなかったという意味では、100年余りの歴史の中で、世界のいろんな趨勢の中で見直しを可能な限りすることは妥当なことだというふうに思っておりますが、今言われたことを全く否定するつもりはありませんけれども、そればかりじゃあ反対というよりは、それぞれの状況の中で選ぶというのがよりよいのではないかというふうに思っておりますが、その点についてお考えがありましたらお伺いします。

○議長（遠山利美君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

男女共同参画の推進という立場での意見もございましたが、女性の社会進出におきまして、女性も自分のキャリアを継続していきたいという職場での希望もあることも存じております。この点につきましては、婚姻前の姓を通称として戸籍に記録できるような戸籍法なども検討されているということでありまして、そちらはそちらの方でまたいい法案にさせていただくことを期待申し上げますが、戸籍上の夫婦別姓につきましては、私は先ほどから申し上げておりますように反対としての意見書を提出したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

船渡君。

4番（船渡洋子君）

反対討論をさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度について、男女の平等や共同参画を図る上で必要な制度と指摘し、多様な生き方ができる社会が本当に豊かな社会であると思います。選択的夫婦別姓制度は、これまでの夫婦同姓を継続する一方で、別姓を希望する人のために選択肢を広げたものであり、憲法に定める個人の尊重、両性の平等という理念にこたえるものです。反対派や慎重派の意見は、要約すると同じ姓を名乗るという慣習が夫婦、親子、兄弟などのきずなを強めている。夫婦別姓が導入されれば、家族制度が揺らぎかねないなどというのですが、選択的夫婦別姓は、すべての夫婦に別姓を強制するものではなく、希望する夫婦に別姓への選択を認めようとするものであって、反対派の意見は選択制であるという点に目をふさいでいる議論だと思います。法制審が夫婦の姓について見直し作業を始めて既に10年が経過しました。新しい21世紀の共生社会を構築していくためには、すべての人々が画一的な枠に押し込めるのではなく、個人の多様な生き方を認め合う許容度の広い法制度の整備が望まれると思います。ましてや、これからの時代は女性が能力を発揮できる環境を整備し、女性の社会参加を積極的に推進していく時代であり、婚姻によって必ず夫婦同姓となるこれまでの制度のあり方を見直し、選択的夫婦別姓制度を導入すべきときが来ていると思います。別姓を希望する人がいるならば、選択肢を広げていくのが政治の責任ではないかと思い、反対をいたします。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ございますか。

〔挙手する者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

反対討論の趣旨はわかりましたけど、男女共同参画事業は、いろいろ女性が参加されるとか、そのことは大いに結構なことですし、今後もそのようになっていきたいと思いますけど、夫婦別姓について、そこまでどうのこうのは、私どもとしては、別に選択制ということでもありますけれども、そこまでいなくてもいいのではないかと。党の主義主張ということと言われたかもわかりませんが、我々は我々としての主義主張がありまして、このようなことには反対をしていきたいと、そのようなことで、これも紹介議員として請願を出させていただきました。そのようなことから、終始一貫反対するものであります。この意見書については賛成します。

○議長（遠山利美君）

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第5号 夫婦別姓に向けての法改正に反対する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

大西君。

16番（大西徳三郎君）

動議を出させていただきます。

3月12日の本会議において、鏗本議員の一般質問の内容での一部発言については、これまで我々本巢市の行為、またそのことについて、今まで議会で承認してきたことと違う表現ととれる内容であり、大変遺憾に思っております。また、議会での発言としては不適切な表現があったとも見受けられます。一般質問は議員の権利でもあり、内容は自由かもしれません。しかし、我々本巢市議会の共通認識として、長屋の多目的広場はもう既に解決済みであるということでもあります。新たな問題を提起されたということで理解することはできません。よって、本巢市議会として本人に真意を確かめ是正を求めたいなど、議会改革検討委員会に付託をお願いしたいと思います。以上です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠山利美君）

大西君から動議が提出され、所定の賛成者がございますので、本動議は成立しました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。鏝本議員の一般質問の長屋問題についての精査を議会改革検討委員会に付託する動議を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とします。

追加日程第3 鏝本議員の一般質問の長屋問題についての精査を議会改革検討委員会に付託する動議について（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

追加日程第3、鏝本議員の一般質問の長屋問題についての精査を議会改革検討委員会に付託する動議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大西徳三郎君。

16番（大西徳三郎君）

説明させていただきます。

先ほども動議ということで説明をさせていただきました。先ほども言いましたように、一般質問については議員の権利でもあり、また中身については自由であるかもわかりません。しかし、その中身において、我々、ずうっと共通認識としてきましたのが、長屋の土地の問題、今、多目的広場として完成しておりますけど、その問題については既に解決済みであるというふうに認識しております。そのことにおいて、一般質問の中において、それを否定するような質問内容であり、また我々議会に対する決定事項に対しての否定ということで、大変遺憾な質問であったかと思えます。そのようなことから、この議会中に起きた質問ということで、この議会において精査をする必要があるということで動議を出させていただきました。そのようなことが趣旨であり、そのようなことで動議の説明をさせていただきました。

○議長（遠山利美君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

鏝本君。

2番（鏝本規之君）

今、大西議員からの御説明なんですけれども、私も4年間にわたって調べてきたことに対する一般質問でありますし、発言の内容において、それなりの自信を持って発言をさせていただきました。中において、表現的に、私の調べた中においては、行政の方が偽りを言って、説明等が偽りであったと。その中において審議されたということに対して質問をさせてもらったわけでありまして、一般質問の中で行った行為において当然責任はありますけれども、そういうようなことですので、よろしく願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております鏝本議員の一般質問の長屋問題についての精査を議会改革検討委員会に付託する動議については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

後藤君。

14番（後藤壽太郎君）

反対討論をいたします。

先ほど、内容の中に議会改革検討委員会の中で精査するというふうな文言がありましたが、私は、今、議会改革検討委員会の副委員長をやっております。委員会の中においても、そしてまた委員会の話し合ったことを、全協の中においても、議会改革検討委員会としては議会基本条例一本で進めると。その内容においては、これからきちっと決めていくというふうなことでありますが、議会改革検討委員会としては、基本条例一本で進みますので、この内容については承服しかねますので、反対をいたします。

○議長（遠山利美君）

賛成討論ございますか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより鏝本議員の一般質問の長屋問題についての精査を議会改革検討委員会に付託する動議についてを採決します。

本件を提案者説明のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、鏑本議員の一般質問の長屋問題についての精査を議会改革検討委員会に付託する動議については、許可しないことに決定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本君。

2番（鏑本規之君）

今、議会改革検討委員会の中で審議することにおいては、前の議会の中で、議会のこれからのこと、基本条例の制定ということで、その中においてのみ審議をするということであって、私の一般質問の内容の中において審議することに対してはいかがかという御意見がございました。その中において、大西議員から、私の一般質問に対する真意の中のことは、いろいろと問われているということなんです。私としては、大西議員の提案に対して、4年間、私が一生懸命いろいろな議事録等を調べ、また地元の人たちからの御意見等をいただき、また遠山議長そのものの発言がどうであるということを確認した中において、いろいろな文書の提出をさせていただきました。その中において、議会としての判断としては、遠山議長からじかに聞いたと、上部組合からの委託を受けたという旨を……。

〔発言する者あり〕

そういう旨を、物事がなされて、そしてそのことの中において確信を持って一般質問したわけがあります。それが議会の中で解決済みということになると、また市民の方たちから訴えのあること、また遠山議長が裁判の中で発言しておられることが否定されたことになるかと思っておりますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

閉会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第1回本巣市議会定例会を閉会いたします。

22日間にわたりまして、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員